

新羽黒町総合計画

# 夢育み文化かおるまち羽黒

新羽黒町総合計画

夢育み 文化かおるまち 羽黒

## 新羽黒町総合計画

〒997-0192 山形県東田川郡羽黒町大字荒川字前田元89  
TEL 0235-62-2111・FAX 0235-62-3755  
URL : <http://www.town.haguro.yamagata.jp/>

発行 / 山形県羽黒町  
印刷 / J A 庄内印刷

出羽三山の里  
羽黒町

出羽三山の里 羽黒町

# 「夢育み 文化かおるまち 羽黒」 の実現にむけて

新羽黒町総合計画の策定にあたって

羽黒町長 中村博信



経済優先、物質優先の時代といわれた20世紀から、こころの豊さの質的追求や地球規模での自然との共生を求める21世紀へと時代は変わりました。こうした中、時代の変化に対応した今後の新しいまちづくりの指針として、「新羽黒町総合計画」を策定しました。

総合計画とは、自治体運営の基本となる計画であり、自治体が行う事務事業は全てこの総合計画に基づいて行われているといえます。産業の振興や福祉の充実、環境保全、教育など様々な分野にわたる事務事業を、1つの方向性をもって計画的に推進していくことができるのです。

この計画策定にあたっては、これまでの10年間の総括を踏まえ、全集落を対象としたまちづくり会議を開催し、まちの将来像を町民の皆さんから熱心に語っていただきました。まちづくり委員による白熱した討論、まちづくりアンケートの実施やふれあいトークの開催など、今後のまちづくりについて協議を重ねる中で、町民の英知が結集された手作りの計画といえます。

本計画では交流、共生、協働をキーワードにしながら、「夢育み 文化かおるまち 羽黒」の実現をめざし、今まで以上に「住んで良かった」と実感でき、また訪れる人も「住んでみたい」と思えるようなまちづくりをめざしてまいります。

計画の実現に向けて何より大切なことは、町民と行政が一体となり、協働によるまちづくりを進める中で、特に町民一人ひとりが主役となり、主体的に参画して地域づくりやまちづくりを進めてゆくことです。

いま、市町村合併という大きな課題を抱えるなか、町民、そしてまちを取巻く全ての人たちと行政が、それぞれの役割の中で広域的な視野に立ち積極的に交流と連携を図ることにより、課題の解決と計画の実現が達成されることと信じます。またこの計画は、市町村が合併しても、羽黒地域の目指す将来像として新市へも引き継がれるものです。

最後になりましたが、この計画を策定するにあたり、まちづくり委員の皆さんをはじめ、振興審議会委員、町議会議員など多くの方々にご協力いただきましたことに感謝するとともに本計画の推進につきまして、より一層のご協力をいただきますようお願いします。

# 羽 黒 町 章



昭和37年（1962年）10月1日制定されました。この町章は羽黒町の「羽」を図案化したもので、斬新的かつそのものをずばり表現したものです。町を表徴するにふさわしく、上部の尖鋭はかぎりなき町の発展を表しています。図案は名誉町民である、故今井繁三郎氏の作品です。

## 羽 黒 町 民 憲 章

私達は

自然と伝統をまもり、かおり高い町をつくります  
働くことに夢をもち、明るい町をつくります  
豊かな心をそだて、いきいきとした町をつくります  
たがいにみとめあい、いきがいのある町をつくります  
きまりを守り、住みよい町をつくります

## 羽 黒 町 の シ ン ボ ル



町の花「ミズバショウ」



町の木「杉」



町の動物「牛」



町の果物「柿」



町の鳥「キジ」

# 目次

## <序論>

第1章	計画策定の経緯と趣旨	1
第2章	計画の意義と役割	1
第3章	計画の期間と構成	2
第4章	時代の潮流	3
第5章	本町の現況	6
第6章	まちづくりアンケートから見た町民意識	10
第7章	まちづくりの主要課題	12

## <基本構想>

基本構想体系図	15	
第1章	まちづくりの基本理念	17
第2章	まちの将来像	18
第3章	新しいまちづくりの基本目標	18
第4章	新しいまちづくりのキーワード	19
第5章	人口の将来フレーム	20
第6章	施策の大綱	
第1節	活力ある田園観光のまち“羽黒”	21
第2節	いきいき健康長寿のまち“羽黒”	24
第3節	快適で美しいまち“羽黒”	27
第4節	誇りある人づくりのまち“羽黒”	29
第5節	安全・安心のまち“羽黒”	32
第6節	参画、協働、共感のまち“羽黒”	34
第7章	計画の進め方	35

## <基本計画>

基本計画体系図	37	
第1部	主要プロジェクト方針	42
第2部	各論	
第1章	活力ある田園観光のまち“羽黒”	
第1節	農業の振興	44
第2節	林業・水産業の振興	47
第3節	観光の振興	48
第4節	商工業の振興	50
第5節	雇用の促進と勤労者福祉の充実	52
第6節	交流の推進	53

<b>第2章</b>	<b>いきいき健康長寿のまち“羽黒”</b>	
第1節	生活習慣改善と健康づくり	55
第2節	地域福祉の充実	57
第3節	高齢者福祉の充実	58
第4節	障がい者福祉の充実	59
第5節	子育て支援の充実	60
第6節	社会保障の充実	61
<b>第3章</b>	<b>快適で美しいまち“羽黒”</b>	
第1節	計画的な土地利用	64
第2節	環境の保全	65
第3節	すみよい生活環境の形成	66
第4節	交通体系の整備	69
第5節	高度情報化の推進	70
<b>第4章</b>	<b>誇りある人づくりのまち“羽黒”</b>	
第1節	人権の尊重	72
第2節	男女共同参画社会の形成	72
第3節	幼児教育の充実	73
第4節	学校教育の充実	74
第5節	青少年の育成	76
第6節	生涯学習の推進	77
第7節	芸術・文化活動の醸成	78
第8節	文化財保護	79
第9節	スポーツ・レクリエーションの振興	80
第10節	国際化の推進	82
第11節	住民活動の推進とコミュニティづくり	83
<b>第5章</b>	<b>安全・安心のまち“羽黒”</b>	
第1節	防災・消防対策の推進	84
第2節	救急・救命体制の整備	85
第3節	交通安全・防犯対策の推進	86
第4節	消費者保護	87
<b>第6章</b>	<b>参画、協働、共感のまち“羽黒”</b>	
第1節	開かれた町政運営	89
第2節	効率的な行財政運営と地方分権の推進	90

### 第3部 地域別基本計画

1 手向観光地域 .....	92
2 中山間地域 .....	92
3 平野部地域 .....	93

#### <資料編>

新羽黒町総合計画策定経過 .....	94
広報はぐろ掲載の足跡 .....	95
新羽黒町総合計画策定体制 .....	96
新羽黒町総合計画策定組織図 .....	97
まちづくり委員名簿 .....	98
羽黒町振興審議会委員名簿 .....	99
計画策定調整会議委員名簿 .....	99
事務局員名簿 .....	99
新羽黒町総合計画策定についての諮問・答申 .....	100
まちづくりアンケート調査（調査結果） .....	102

# 序 論

## **第1章 計画策定の経緯と趣旨**

---

本町では、「うるおいと 活力あるまちづくり」をめざして昭和 58 年度（1983 年）に「羽黒町総合計画」を、平成 5 年度（1993 年）に「創ろう 活きのいいまち 羽黒」をめざして、「第一次羽黒町総合開発計画」を策定し、各般にわたる諸施策を展開しながら、町民の皆様と共にまちづくりを推進してきました。

しかし、この間、社会経済情勢の変動や価値観・生活様式の多様化に加え、急速な少子高齢化の進行や IT（情報通信技術）革命の進展、更には、地域経済を取り巻く環境などの経済構造の変化や地方分権型社会への対応など、様々な分野において構造的変化が求められています。

新羽黒町総合計画はこのような時代の変革期にあって、現計画が策定後 10 年を経過したことから、本町が今後めざすまちづくりの目標と政策の基本方向を明らかにし、それを実現するために策定しました。

計画策定にあたっては、町民参加型とするため、全集落に足を運んでの集落まちづくり会議やまちづくりアンケート、東京羽黒会役員との懇談会などで出された提案などを取り入れ、表現についてもできるだけ平易な文言にするように努めました。

## **第2章 計画の意義と役割**

---

21 世紀という新たな世紀を迎えた今日、地域の特性を活かした個性的な地域づくりの創造が求められており、町民一人ひとりの参画をいただきながら、パートナーシップを基調とする町政を進めていく必要があります。

新羽黒町総合計画は、本町の現状と課題を踏まえ、52 名で構成されたまちづくり委員会を設立し、提言を受けながら作成してまいりました。この計画は町政運営の指針であることはもとより、町民と町がともに計画実現に向かって行動する基本的指針となるものです。

また、地方分権の推進や生活圏の広域化、住民ニーズの多様化などから市町村合併が全国的にクローズアップされ、本町においても隣接自治体との合併を摸索しております。

今後時代の推移により羽黒町が合併した場合においても、この計画は合併後の新市の羽黒地域における将来の指針として継承されるものです。



## 第3章 計画の期間と構成

---

### ◇ 第1節 計画の期間 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

新羽黒町総合計画の計画期間は、平成16年度(2004年)から平成25年度(2013年)までの10年間とします。

### ◇ 第2節 計画の構成 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

新羽黒町総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

#### 基本構想

基本構想は本町の将来像と基本理念を定め、将来フレームや政策を明らかにするなか、総合的かつ基本的な町政運営の指針とし、その期間は10年間とします。

#### 基本計画

基本計画は基本構想で示された将来像や政策などを具体的に進めるため、政策、施策、事業の体系や内容を明らかにし、町政運営の指針とします。

#### 実施計画

実施計画は基本計画に示された政策、施策、事業の達成をめざし、具体的に進める指針とします。実施計画は5年計画として、毎年度ローリングしていきます。

## 第4章 時代の潮流

今日、我が国の社会経済システムが様々な局面で改革され、あるいは制度や枠組みの新しいあり方が求められています。こうした現象を生み出し加速させている背景として、少子高齢化や国際化（グローバル化）の進展、地球環境への対応、国民のライフスタイルや価値観の多様化、高度情報化の進展等が挙げられます。

また、我が国全体の取組みとして大きなうねりとなっているものに、産業構造の変革や分権型社会づくりのための地方行政の変革といったことが挙げられます。

これらは、時代の潮流として、私たちの生活の様々な場面に大きな影響を及ぼし、今後、ますますその度合いを深めながら新たな息吹を吹き込むことが予想されます。

これらの潮流は、「物の豊かさを求めてきた 20 世紀型社会経済システム」とは異なった、「人間や自然をより大切にし心の豊かさを求める 21 世紀型社会経済システム」への転換を促しているとも言われています。これらを踏まえ、今後、本町としてのまちづくりの考え方を明らかにしておく必要があります。

### ◇ 第1節 少子高齢時代 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

日本の総人口は、少子化を主な原因として急速に伸びが鈍化してきており、21 世紀初頭にピークを迎えて以後減少に転じ、これと併せて高齢化の進行により、4 人に 1 人が高齢者という状態が続きます。出生率の低下と高齢者人口の増加は、生産年齢人口の減少による労働力供給を制約し、年金、医療、福祉等社会保障の分野における負担の増大などさまざまな影響が出てきます。

羽黒町での合計特殊出生率<sup>(注1)</sup>は、平成 3 年から平成 14 年の間に 2.16 から 1.80 に減少し、平成 14 年の国の出生率 1.32 よりはやや高いものの、人口再生産レベルである 2.08 を下回っています。また、羽黒町の高齢化率で平成 15 年 4 月に 27.3%と、近隣 7 市町村との比較では中位にあります。

今後の少子高齢時代に向けて、女性が安心して子どもを生み、子どもが健やかに育つ環境づくり、高齢者や女性が能力を発揮できる就業環境づくり、高齢者が生き生きと暮らせる生活環境づくりが求められてきます。

<sup>(注1)</sup> 女子の年齢別の出生率を合計したもの。女性一人当たりの平均子供数を表す。

## ◇ 第2節 地球共生時代 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

21世紀は、人権、環境、平和の世紀であるといわれている反面、世界各地での紛争やテロなど混沌とした国際情勢となっています。現在、交通・通信手段の急速な発達により、人・物・情報が国境を越え活発に交流し、経済活動はもとより身近な町民生活にいたるまで世界との相互依存関係が一層深まり、地球全体が一つの圏域になりつつあります。このようななかで、20世紀型の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動や生活様式を続けていけば、地球規模での食糧、資源、エネルギーの供給に制約が出るとともに、温暖化や酸性雨等地球環境の悪化を招くこととなります。

今後私たちが、この地球環境や自然を次世代や世界の人々と共有する資産として引き継いでいくためには、環境への負荷の少ない循環型社会を形成し、人と自然が共生する持続可能な活動が求められます。

また、さまざまな分野でグローバル化が進展することにより、国境を越えた地域間の競争はますます激化してきます。地域には生活の質、自然や文化の豊かさ、知的資本の充実度、生活基盤の効率性、交流基盤の質の高さなど多面的な魅力が求められてきます。さらに、海外へ出かける機会が増えるとともに、羽黒への海外からの観光客の増加や、在住の外国人についてもアジアを中心に人員、国籍ともに多様化し増加しています。今後は、私たちの日常生活においてもなお一層の国際性が求められてきます。

## ◇ 第3節 高度情報時代 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

産業革命以来の大きな変革であるIT革命により、21世紀には高度に発達したIT社会が形成されます。地域においても、デジタル・コミュニティ化<sup>(注1)</sup>や高度情報化が推進され、即時性、双方向性、同報性等による地域情報システムが、地域の活性化や住民福祉の向上につながります。さらには、産業の高度化や新産業、雇用の創出等に大きな役割を果たすことが期待されています。

本町においても情報通信基盤の整備は一層進み、今後は、これらの基盤を生かした町民の利用促進と定着を進めるための人材育成や町民への啓発活動を進めることが求められてきます。このような情報通信ネットワークを活用することにより、電子自治体の推進など行政や町民が時間や距離の隔たりを意識することなく、誰もが情報を自発的に受発信し、多様な交流を行う社会の実現が求められてきます。

---

(注1) コンピューターを利用した社会

## ◇ 第4節 分権・協働・連携の時代 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

わが国の経済発展に寄与してきた中央集権的な行政システムは、その副作用として地域社会の個性ある生活文化の衰退や地域経済の活力を減退させるなどの弊害を生じさせてきました。特に近年のめまぐるしい社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に対しては、全国統一的なシステムでは的確な対応が難しくなっています。

このようななか、個性豊かな地域社会を形成しながら、急速に変化する社会情勢に対応するためには、総合的、効率的な行財政運営に努めるとともに、政策形成過程からの町民参加による「町民が主人公」のまちづくりを進めなければなりません。

今後、地域が自らの決定と責任において、歴史や風土、文化的蓄積など地域の特性を生かしたまちづくりを進めるには、町民と行政、国や県と町、関係市町村が役割分担を明確にし、お互いに連携しながらまちづくりを進める地方分権型社会を形成していくことが求められてきます。

広域行政のあり方や市町村合併については、生活圏の広域化や多様化・高度化する住民ニーズへの対応、少子高齢化の進展、国や地方の厳しい財政状況そして地方分権の流れなどから避けて通れない課題であり、町民の意見を反映しつつ、近隣の自治体とともに共通の認識で展開していく必要があります。



## 第5章 本町の現況

---

本町のおかれている歴史、自然環境はもとより、人の営みによる様々な環境条件を的確に把握・分析することにより、よりよい計画づくりをめざします。

### ◇ 第1節 歴史と文化 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

玉川遺跡、蝦夷館跡、執行坂の石器や発掘の状況から見て、羽黒町は遠い古代の頃から、原住民が住み集落をつくっていたと推定されます。6世紀末頃に第32代崇峻天皇の皇子、蜂子皇子が羽黒山に入り、出羽三山を開いたとされています。その後、出羽郡の創設は和銅元年（708年）のことで、4年後の和銅5年（712年）に出羽国が誕生しています。幾多の変遷を経て明治2年の廃藩置県により、大泉県、酒田県、鶴岡県と管轄が移り、明治9年山形県となりました。さらに、明治22年町村制が施行され、手向村、泉村、広瀬村が誕生。昭和30年2月1日3カ村が合併し、羽黒町が誕生。現在に至っています。

### ◇ 第2節 地理と自然 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

羽黒町は、山形県庄内地方の南東に位置し、東は立川町、北は藤島町、南西は鶴岡市と櫛引町に接しています。総面積は109.61k㎡、東西に10.3km、南北に25kmで細長い形をしています。標高1,984mの霊峰月山を頂点に山岳地、中山間地、平野からなり、半分以上が山麓、中山間地に属しています。羽黒町の気候は、降雨量・降雪量とも多く、四季を通じて湿気が多い海洋性気候となっています。

年間の気温は12度前後で、1・2月には、北西の季節風の影響で零下10度位になることもあり、4月の初めから急激に上昇し、11月になると下降はいちじるしく、秋冷の傾向があります。

冬季は、中心部でも積雪量が1m位になり、山間部では3mに達するところもあります。近年は暖冬の傾向にあり積雪量は少なくなっています。

夏季は、好天多照であり、四季の気象の移り変りが激しいところです。

### ◇ 第3節 人口と世帯 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

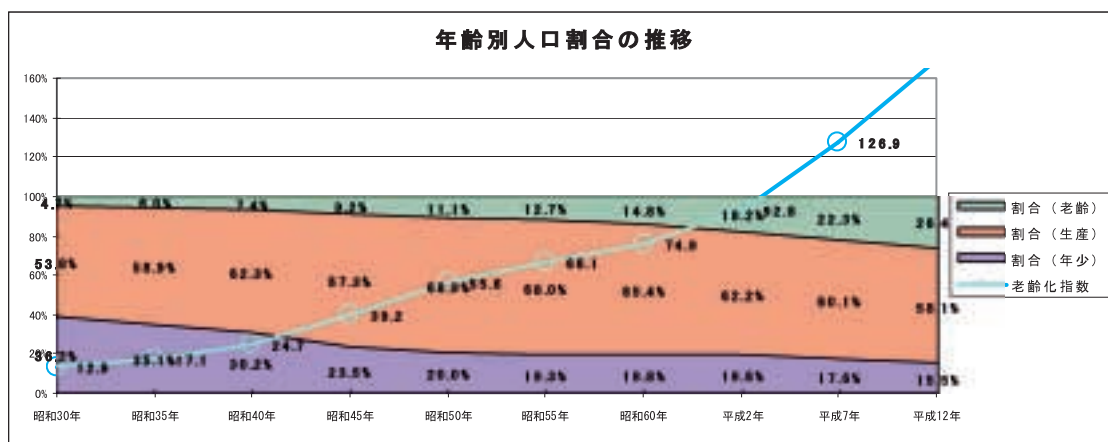
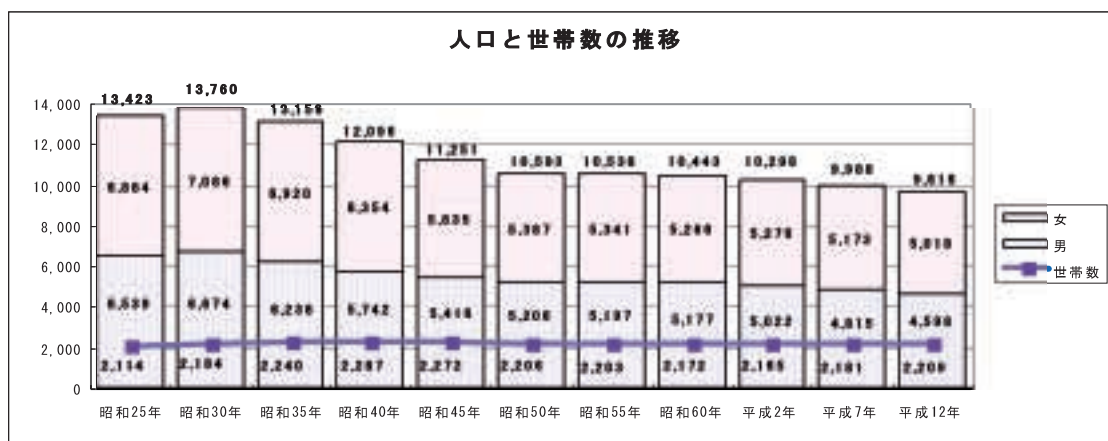
町村制が施行され3村が誕生した明治22年の人口は、手向村1,806人、泉村3,331

人、広瀬村 2,868 人でした。昭和の大合併をもって現在の町政を施行した昭和 30 年の人口は 13,760 人で、この時が本町の人口のピークとなっています。平成 12 年には 9,616 人（第 17 回国勢調査）で、平成 7 年の 9,988 人（第 16 回国勢調査）より 372 人減少しています。現在のところ人口は、緩やかな減少を続けているといえます。

一方、世帯数は明治 22 年に 1,212 世帯であったのが、昭和 30 年に 2,184 世帯、平成 7 年に 2,181 世帯、平成 12 年には 2,209 世帯となり、昭和 30 年以降はほぼ横ばいに推移しています。

人口は昭和 30 年から減少傾向にあります。世帯数は横ばいとなっていることから、核家族化の進行が伺われます。

また、年齢階層別人口構成比は、昭和 30 年以降年少人口（0～14 歳）比率が減少しており、昭和 50 年までは急激に減少し、それ以降は緩やかに減少しています。その反面、老年人口（65 歳以上）比率は増加の一途をたどっています。平成 7 年には老年人口の比率が年少人口の比率を上回り、以降この傾向が進み、本町における少子高齢化を示しています。さらに、生産年齢人口（15～64 歳）比率が昭和 55 年から減少を続けていることから、当町全体の高齢化が進んでいるといえます。



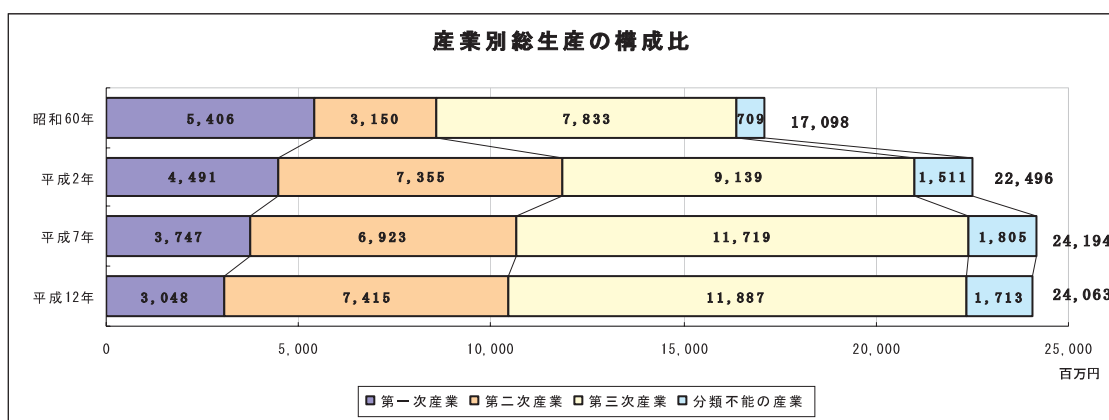
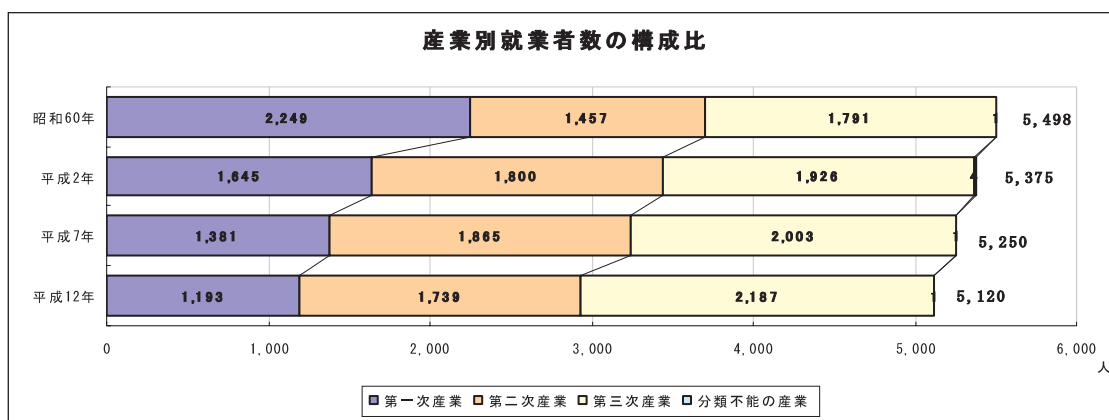
（資料：国勢調査より）

## ◇ 第4節 産業と経済 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

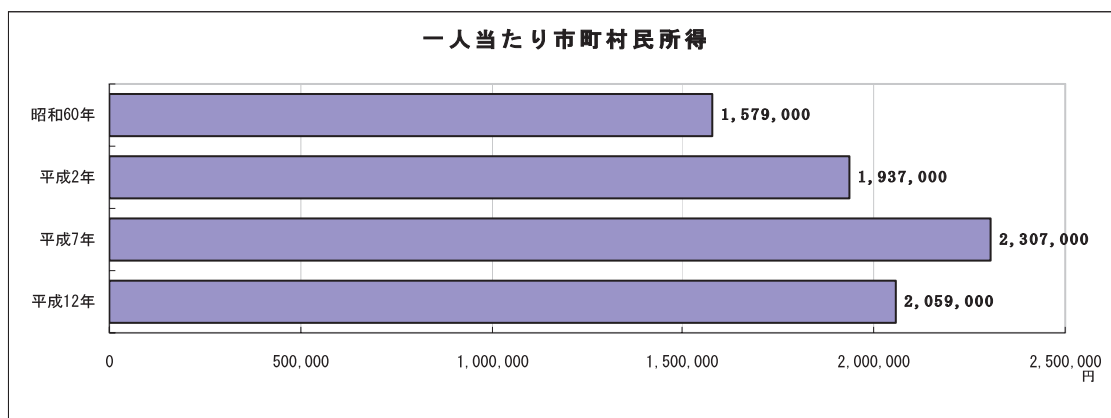
本町の産業別就業者数の構成比は、第1次産業が急激な減少を見せています。その一方で、第2次産業は微増で推移し、第3次産業は年々増加しています。このことは、本町の就業者が、第1次産業から第2次・第3次産業へ移行している傾向を示しています。農業の構造変化や若年層を中心とする他産業への移行などから、第1次産業の減少は今後も続くものと思われます。第2次産業は企業誘致による製造業を中心とした増加、第3次産業は産業のソフト化に伴う増加が見込まれます。

また、町の生産能力を表す町内総生産については、平成12年は240億6,300万円で平成2年の224億9,600万円に比べて約6.9%の増となっています。第1次産業の総生産は年々減少傾向にあります。第3次産業の増加がそれを上回っているため、全体では増となっています。総生産の構成比は、就業者数の構成比と同様の傾向を示していることがわかります。

さらに、一人当たりの町民所得は、平成12年に2,059,000円で、昭和60年からの推移を見ると年々増加を示していましたが、平成7年から減少傾向に推移していることがわかります。県民所得2,685,000円と比較してみると、大きく下回っており、庄内14市町村では9番目となっています。



(資料：国勢調査より)



(資料：平成 15 年版山形わがまち 100 の指標より)





## 第6章 まちづくりアンケートから見た町民意識

「新総合計画」を策定するにあたって町民の意見を広く求め、新しい町づくりの基本方向を確立するために、平成15年6月に町民1,000人を対象にした町民意識調査を行いました。新しい時代の流れの中で、羽黒町の基本的特性を再認識すると同時に、町民のまちづくりに対する考え方や要望を正確に把握することが、この計画の重要なポイントになるものと考えられます。

### ◇ 第1節 羽黒町の暮らしについて ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

「住みやすい」(24.8%)、「どちらかといえば住みやすい」(45.3%)を合わせると70.0%になり、住みやすさに対する評価は高くなっています。その理由としては、「豊かな自然がある」(34.7%)、「自然災害が少ない」(18.1%)に次いで「生活環境が良い」「下水道の整備」が挙げられています。反対に「住みにくい」(3.5%)、「どちらかというとなりにくい」(11.5%)理由としては、「人間関係がわずらわしい」(22.0%)のほか、「働く場が少ない」、「自然が厳しい」、「交通が不便」という答えが挙げられています。恵まれた自然環境と全町下水道化の環境整備などにより、多くの人が住みやすいと感じているものの、地域や人との関わり、厳しい自然との共存などにより住みにいと感じている人も多いことが推測されます。

### ◇ 第2節 今後の重点施策について ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

「この10年間でよくなったもの」の回答として、「下水道整備」が230件25.5%と非常に高く、次いで「保育、幼稚園の内容充実」「身近な道路整備」となっています。下水道等の生活基盤の整備や、少子化対策としての保育の充実に対しては、町が特に重点施策の一環として取り組んできており、一定の成果が表れてきているものと考えます。

また、「羽黒の地域が今後整備すべきと思うもの」については、「農業の振興」105件10.0%がトップとなり、次いで「医療保健機関の充実」101件9.7%、「ゴミ・廃棄物処理場の確保」95件9.1%、「観光開発事業の推進」91件8.7%が挙げられています。

これまで町の重点施策として位置づけてきた「農業と観光の振興」は、今後も継続していくべきとの意見が多くみられました。農業・商工業・観光産業等の地場産業の振興により、就労の場を拡大し、若者の定住化を図ることも必要と考えられています。また、新たな課題として、ゴミ等の環境問題、少子高齢問題及び医療保健福祉の充実等への対応も重要になっていくものと思われれます。さらに、教育関連施設の整備・充実等への要

求も多いことから、教育や生涯学習の充実も継続して取り組む課題の一つであると考えられます。

### ◇ 第3節 羽黒の将来像について ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

「将来の羽黒の地域がどんな町になればよいと思いますか」の問いに対して、180件 25.0%が「農業・商工業・サービス業などが活発で、働く場に恵まれた産業のまち」を選択し、次いで「環境問題に積極的に取り組み、緑豊かな自然と美しい農村環境を大切にするまち」141件 19.6%、「少子高齢社会に対応した保健・医療・福祉のまち」136件 18.9%となっています。

また、「あなたの住んでいる周辺を今後どのような地域にしたいですか」の回答としては、「自然環境を大切にしたいゆとりの感じられる地域」231件 33.4%が最も多く、「農業・農村環境の整備された地域」107件 15.4%、「公園・緑地など公共公益施設が整備された地域」99件 14.3%と続いています。

2つの質問を通して、多くの町民が豊かな自然環境・農村環境を大切に守り、将来に引き継いでいきたいという意志を持っていることがわかります。また、羽黒の地域が産業の振興により働く場に恵まれ、活気あふれる地域になっていくことも期待されています。



## 第7章 まちづくりの主要課題

時代の潮流や本町の現況と特性を踏まえ、計画策定にあたって7つの課題を設定しました。

### ◇ 第1節 少子高齢社会への対応と共生社会の実現

急速に進む少子高齢化のなか、子育てや高齢社会への対応のため、保健・医療・福祉の総合的な推進を図り、子どもを安心して産み育てることができ、高齢者などすべての人々が安心して暮らすことのできる福祉社会を築く必要があります。

また、バリアフリー<sup>(注1)</sup>やユニバーサルデザイン<sup>(注2)</sup>のまちづくり、人権尊重のまちづくりなど、障がい者、高齢者などをはじめ、すべての人が人として当たり前で生きることのできる共生社会の実現を図る必要があります。

\*本書では羽黒町障がい者福祉計画に基づき、通常使用されている「障害者」を「障がい者」と表記しています。

### ◇ 第2節 安全で安心、快適で美しい循環型社会の実現

阪神・淡路大震災以来国内において大きな地震が続いており、防災に対する意識が高まっている中、ハード・ソフト両面にわたる総合的な防災のまちづくりが求められています。

また、地球規模での地球温暖化防止に向けた取り組みや、ゴミのリサイクル、減量化の推進など環境問題が大きくクローズアップされています。

住民生活全般にわたる安全で安心なまちづくりや地球と共生した生活様式への転換など美しい景観に包まれた快適なまちづくりを行っていく必要があります。

### ◇ 第3節 歴史と文化を生かしたまちづくりの実現

本町には他に誇るべき歴史と文化があります。しかしながら、地域によりこの誇るべ

(注1) 建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮をすること。

(注2) 障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

き歴史と文化に対する町民の認識は必ずしも充分とはいえない状況にあります。羽黒らしさを一層際立たせるためにも、この歴史と文化を羽黒町民の共通認識に高めることにより、歴史と文化の誇れるまちの実現をめざす必要があります。

## ◇ 第4節 農業と観光の振興 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

水稲中心の本町農業は、米の消費減退による価格低迷と需給バランス維持のために行われてきた転作強化により経営面積、粗生産額とも減少していますが、中山間地域を中心にアスパラガスやサクラambo、ブルーベリー、花卉栽培といった作目や畜産などの複合的な農業により安定経営をめざす農家も増えつつあります。

今後も農産物の輸入自由化や後継者不足、就農者の高齢化など厳しい営農環境が続くものと考えられますが、付加価値の高い農産物や特産品の開発、販売促進体制の確立などにより、農業者が将来に希望の持てる産業として確立していく必要があります。

また、本町には出羽三山を中心として年間 110 万人以上の観光客が訪れますが、景気の低迷や観光客のニーズの多様化により、その数は年々減少傾向にあります。

人々の自然志向や、物質的豊かさから精神的な豊かさへの意識の転換を逆に利用し、本町が持つ出羽三山文化、磐梯朝日国立公園内に広がる山々、国宝五重塔をはじめとする多くの観光資源や農業資源といった豊富な地域資源を融合させ、地域の特性を生かしたグリーンツーリズムなどの地域間交流による総合産業への発展的展開を図る必要があります。

## ◇ 第5節 高度情報社会への対応 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

現在急速に進んでいる IT 革命により、21 世紀には高度な IT 社会が形成され、町民の情報活用能力や情報の安全機能が高まります。そのため、人材育成や地域の情報化をさらに進めることにより、行政や町民の多様な交流が可能となり、地域活性化にもつながる高度情報社会への対応を進める必要があります。

## ◇ 第6節 国際化への対応 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

交通通信手段の発達により、経済活動はもとより身近な町民生活にいたるまで世界との相互依存関係が深まり、グローバル化が一層進展しています。今後地域の国際化を推進するとともに、地球規模の視点にたった国際交流や国際協力、国際貢献活動などを進める必要があります。

## ◇ 第7節 参画、協働、共感によるまちづくりの実現

積極的な情報公開や情報提供により町民と行政が情報の共有化を図り、地域のコミュニティや町民活動団体等の育成・支援を進める必要があります。

また、国や県、庄内の市町村との交流と連携を進めるとともに、町民、企業、団体等との交流、連携を進めるため、広域的な行政機能のネットワーク化、地域連携などに取り組む必要があります。なお、市町村合併問題については、近隣市町村とともに共通の認識で展開していく必要があります。

さらに、町政運営のあり方として、行財政改革の推進など諸制度の改革を行い、新たな行政システムを構築し、参画、協働、共感の住民自治を醸成して地方分権時代に合致したまちづくりを推進する必要があります。

